

『有価証券報告書総覧』

星野 優太

このコレクションは、われわれ制度会計研究者だけでなく、企業の財務的、統計的なし経済的分析をする者にとっては待望の文献である。とくに、実証研究をする人にとってはなくてはならない資料であろう。しかし、個人ではとても手のでない高額の資料であることには違いない。長い間、それこそ何人かで研究費を出し合って購入したいというささやかな計画をもっていた。それが今回、大学（共同購入申請者を含む）及び図書館関係者のご尽力によって「大型コレクション」というかたちで実現できたことは大変喜ばしい限りである。これを地方の国立大学の蔵書として認めていただいた文部省の英断に心より御礼申し上げたい。

今回、所蔵された有価証券報告書総覧は、平成3年12月決算から平成4年11月決算分までの第1部上場会社27業種、1267冊（社）にのぼる。ここでは、有価証券報告書をめぐる理論的・実務的な意義と動向を紹介することでその責任を果たしたいと思う。

さて、有価証券報告書は、証券取引法（第24条）の規定により、上場会社が事業年度経過後3カ月以内に大蔵大臣に提出しなければならない書類で、その内容は当該会社の目的、商号および資本に関する事項、営業および経理の状況その他事業の内容にあたる重要な事項等を記載したものからなる。これには、商法上の営業報告書記載の内容にあたる情報と、計算書類にあたる財務諸表とが収録される。

現在、わが国の企業は、バブル経済の崩壊で資本市場システムの危機に遭遇している。そうしたなかでオフバランス取引、含み損、不良債権など重要な課題を背負った企業会計はその透明性、有用性が求められている。それゆえ、投資判断に必要な資料としての有価

証券報告書に対しても透明な情報開示がますます求められてくると予想される。

わが国の証券取引法上のディスクロージャー制度は、昭和23年に米国の証券二法（1933年の証券法 Securities Act と1934年の証券取引所法 Securities Exchange Act）をモデルとして制定されたものであり、発行市場における開示と流通市場における開示という二種類の開示制度から構成されている。このディスクロージャー制度は、昭和46年に継続開示の充実（半期報告書、臨時報告書の導入）および公開買付けの届出制度の創設等がおこなわれ、昭和52年に連結財務諸表の導入がおこなわれた以外大きな改正はなされていない。

しかし、近年わが国でも資金調達の活発化・多様化、あるいは企業活動の多角化・国際化が進んだことで、それにふさわしいディスクロージャー制度のあり方への要請と期待が高まってきた。その結果、昭和62年から63年にかけて開示内容の充実として、リスク情報の開示、研究開発活動の項目新設、資金繰り情報の改善、セグメント情報の開示、連結情報の充実、などがおこなわれた。さらに、昭和63年5月には、先物市場の新設、インサイダー取引の規制およびディスクロージャー制度の改善がはかられ、模範とした米国の制度に追いつくほどまでの近代的な開示制度となったのである。

もちろん、開示資料としての有価証券報告書は、内容的にもまだ完成されたものではない。現在、企業財務制度研究会（COFRI）等で有価証券報告書の全面的見直し作業がおこなわれているが、時代の要請にかなった開示制度が文字どおりできあがることを期待したい。

いずれにせよ、このコレクションが弘前大学の蔵書として収められたことは、教育・研究にとっても大きな意味があろう。今後、さ

らに補充しながら、文献研究とは違った観点から数量データによる検証のための生きた資

料として企業研究に活用していきたいと思っている。
(ほしの ゆうた 人文学部教授)